

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)大和風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年5月13日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)大和風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県黒川郡大和町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大60,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年5月7日
環境大臣意見受理	令和元年7月19日
経済産業大臣意見発出	令和元年7月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和元年10月17日
住民意見の概要等受理	令和元年12月17日
宮城県知事意見受理	令和2年3月23日
経済産業大臣勧告発出	令和2年5月13日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

「(仮称)大和風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 事業区域内で林道開設事業等が計画されていることから、本事業との累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を実施すること。
2. 動物の調査においては、適切な踏査ルート及び調査地点を設定し、調査、予測及び評価を実施すること。
3. 小鳥類を含めた渡り鳥の調査に当たっては、十分な調査地点を確保するとともに、適切な空間飛翔密度を設定し、調査を実施すること。
4. 眺望点の設定に当たっては、主要な市街地や集落を加えるなど、適切に設定すること。

(宮城県知事からの意見書の写しを添付)